

(御厨)

公文書管理に関する政令・ガイドラインについての検討の視点

公文書管理に関する政令・ガイドラインの原案の準備に当たっては、以下の点について考慮すべきではないか。

- ◎政府の意思決定の跡付けができるよう、意思決定過程の記録を確実に残せるようにすること
- ◎作成した文書が後代の国民・行政官に適切に利用されるよう、文書の分類・整理の仕組みを整えること
- ◎散逸や誤廃棄を防ぐため、集中管理をはじめとした文書の保存の仕組みを整えること
- ◎電子文書の保存についても配慮すること
- ◎歴史的に価値のある資料を確実に残せるよう、国立公文書館等へ移管する文書について、研究者の意見も踏まえ、適切な基準を明らかにすること
- ◎政府において適切な文書管理が確実に行われるよう、コンプライアンス確保の仕組みを整えるとともに、職員の意識・専門性の向上に意を用うべきこと